

道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式の実施について

平成16年 2 月 19 日
例規（交指）第10号
警 察 本 部 長

〔沿革〕 平成17年12月 5 日例規（警）第47号 平成18年 3 月20日例規（警）第10号
平成18年 6 月 7 日例規（交指）第31号 平成19年 5 月29日例規（交指）第45号
平成19年 9 月12日例規（交指）第71号 平成22年10月14日例規（交指）第49号
平成26年 4 月25日例規（交指）第25号 平成29年 3 月10日例規（免）第 9 号
令和元年11月29日例規（交指）第11号 令和 3 年 3 月12日例規（警）第 6 号
令和 3 年11月30日例規（警）第29号 令和 5 年 9 月20日例規（交指）第44号
令和 7 年10月 2 日例規（交指）第54号

各部長・参事官・所属長

道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式（以下「交通切符」という。）については、平成16年2月19日から次により実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式の実施について（昭和43年例規（交一）第15号）は、廃止する。

記

第1 交通切符の様式等

1 様式

交通切符の様式は、別記様式第1号のとおりとし、交通切符による手続（以下「交通切符制度」という。）が適用される道路交通法違反事件の処理に使用するものとする。

なお、自動車保管場所の確保等に関する法律違反事件迅速処理のための共用書式については、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反取締要領の制定について（平成4年例規（交規・交指）第4号）によるものとする。

2 交通切符の構成その他必要な事項

交通切符の構成、その他必要な事項については、道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式の運用について（平成16年例規（交指）第9号）によるものとする。

第2 事件送致書の様式

- 1 出頭日を指定して事件を検察庁に送致する場合の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 2 出頭日を指定しない事件を検察庁に送致する場合の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- 3 少年事件を家庭裁判所に送致する場合の様式は、別記様式第3号の2のとおりとする。
- 4 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第1項に規定する放置車両に係る事件を送致する場合の様式は、別記様式第3号の3のとおりとする。

第3 交通切符制度の適用範囲

- 1 適用地域は県下全域とする。
- 2 交通切符制度は、道路交通法違反事件（人身事故を伴うものを除く。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件のうち、別表に掲げる違反に係るものであって、かつ、道路交通法第9章反則行為に関する処理手続の特例の適用を受けないものに適用する。ただし、次に掲げるものを除く。
 - （1） 自由刑の求刑を相当とする事件
 - （2） 身柄を拘束した事件
 - （3） 外国人（在日韓国人及び在日朝鮮人を除く。）の犯した事件
 - （4） 共犯者のある事件及び両罰規定適用事件
 - （5） その他この制度によることが適当でないと認められる事件

第4 交通切符制度運用上留意すべき事項

- 1 交通切符制度の適正な運用を図るには、交通専務員はもちろんのこと、特に地域警察官に対し、法令の研さんと交通切符制度の運用、交通切符の作成要領等について教養を徹底すること。
- 2 交通切符は、送致を相当と認める違反事件についてのみ作成し、その他については、警告その他の指導措置をとるよう配慮すること。

第5 捜査関係書類の様式

捜査関係書類の様式は、次のとおりとする。

- 1 実況見分調書（物件事故関係）（別記様式第4号）
 - 2 捜査報告書（物件事故関係）（別記様式第5号）
 - 3 呼出状（別記様式第6号）
 - 4 交通切符関係書類引継書（別記様式第7号）
 - 5 交通切符事件返送書（別記様式第8号）
 - 6 交通切符受領（受払）票（別記様式第9号）
 - 7 交通切符使用状況（別記様式第10号）
 - 8 在籍調査報告書（別記様式第11号）
 - 9 違反競合事件送付書（別記様式第12号）
 - 10 酒酔い・酒気帯び鑑識カード（別記様式第13号）
 - 11 供述調書（甲）（交通反則切符の様式等及び告知に関する事務処理要領の制定について（平成16年例規（交指）第8号。以下「反則切符の様式等」という。）の別記切符様式第1号）
 - 12 供述調書（乙）（反則切符の様式等の別記切符様式第2号）
 - 13 前記11及び12の続紙（反則切符の様式等の別記切符様式第2号の2）
 - 14 実況見分調書（物件事故関係を除く。）（反則切符の様式等の別記切符様式第3号）
 - 15 捜査報告書（物件事故関係を除く。）（反則切符の様式等の別記切符様式第4号）
 - 16 訂正補正用紙（反則切符の様式等の別記切符様式第5号）
 - 17 最高速度違反現認書（デジタルメーター式）（反則切符の様式等の別記切符様式第6号）
 - 18 速度測定結果記録書（光電式）（反則切符の様式等の別記切符様式第7号）
 - 19 速度測定結果記録書（レーダー式）（反則切符の様式等の別記切符様式第8号）
 - 20 速度測定結果記録書（レーダー延長方式）（反則切符の様式等の別記切符様式第9号）
 - 21 最高速度違反現認書（車載レーダー）（反則切符の様式等の別記切符様式第10号）
- 前 文（抄）（令和3年11月30日例規（警）第29号）

令和3年12月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この例規通達による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

別表（第3の2）

	違反名	罰条
1	警察官のする現場指示違反	(4・I、119・I(1)、121・I(1))
2	警察官のする混雑緩和の措置命令違反	(6・II、120・I(1))
3	警察官のする通行禁止制限違反	(6・IV、119・I(1)、121・I(1))
4	歩行者の信号無視	(7、121・I(1))
5	歩行者の通行禁止違反	(8・I、121・I(1))
6	移動用小型車の標識表示義務違反	(14の4、121・I(6))
7	警察官等のする歩行者の通行方法指示違反	(15、121・I(7))
8	最高速度超過（30km/h（高速40km/h）以上）	(22、118・I(1))
9	放置車両確認標章破損・汚損・取り除き	(51の4・I・II、75の8・III、121・I(10))
10	積載物重量制限超過（大型等10割以上）	(57・I、118・II(1))
11	警察官等のする自転車の通行方法指示違反	(63の8、121・I(7))
12	制動装置不良自転車運転	(63の9・I、120・I(7))
13	無免許運転	(64・I、117の2の2・I(1))
14	特定小型原動機付自転車の無資格運転	(64の2・I、118・I(2))
15	酒気帯び運転	(65・I、117の2・I(1)、117の2の2・I(3))

16	携帯電話使用等（交通の危険）	(71（5の5）、117の4・I（2）)
17	警察官のする高速道路等における危険防止等の措置命令違反	(75の3、119・I（18）)
18	道路における禁止行為の違反	(76・IV（3）（6）、120・I（10）)
19	無許可道路使用	(77・I（1）（2）（3）、119・II（7）)
20	無資格運転	(85・V・VI・VII・VIII・IX・X、118・I（5）)
21	仮免許運転違反	(87・II、118・I（6）)
22	免許証の記載事項変更届出義務違反	(94・I、95の5・II、121・I（10）)
23	道路交通法別表第二の上欄に掲げる違反行為（第62条又は第63条の2第1項に係る部分のうち運転させた行為及び第63条の2第2項又は第74条の3第5項に係る部分を除く。）	
24	自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（同法第11条第2項、第17条第2項第2号に係る部分に限る。）	

以下 別記様式省略